

建設発生土の搬出先の適正確認が実施されているかのチェックを！

チェック項目		対応時期	チェック
①-1	再生資源利用（促進）計画を作成していますか	搬入・搬出前	
①-2	事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等の確認を行い、確認結果票を作成していますか	搬出前	
②	計画の作成後速やかに発注者に計画を提出し、その内容を発注者に説明していますか	搬出前	
③	計画書を現場の見やすい場所に掲示していますか	搬入・搬出前	
④	再生資源利用計画に記載した搬入元に受領書を交付していますか	搬入後	
⑤	土砂運搬者に対して再生資源利用促進計画に記載した内容を通知していますか	搬出前	
⑥	再生資源利用促進計画に記載した搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認していますか	搬出後	
⑦	最終搬出先の確認※を行い、書面を作成していますか	搬出後	
⑧	工事の完成後、再生資源利用（促進）計画・受領書・最終搬出先確認記録を5年間保存していますか	工事完了後	

※令和6年6月1日以降に契約した工事が対象



建設工事の請負契約を締結する際は、建設副産物の運搬費その他の指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めてください。【副令第2条の2】

建設発生土の搬出先計画制度やストックヤード運営事業者登録制度の情報について

建設発生土の搬出先計画制度の詳細情報や登録ストックヤードの情報については、国土交通省ホームページをご確認ください。

「建設発生土の搬出先計画制度」

- ・「確認結果票作成に当たっての解説」にて確認フローによる適正確認の方法を確認、様式のダウンロードができます。
- ・関係法令や運用についても掲載していますので、あわせてご確認ください
- ・よくある質問をFAQで確認できます。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html
- ・再生資源利用〔促進〕計画の様式は以下HPからダウンロードできます。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm



「ストックヤード運営事業者登録制度」

- ・全国のストックヤード事業者の登録状況は登録簿から確認できます。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html



元請業者のみなさまへ

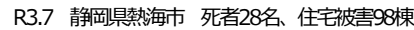
建設発生土の搬出先の適正確認を実施していますか？

不法盛土の発生を防止し、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から
資源有効利用促進法に基づく建設発生土等の搬出計画制度の強化が行われています



建設発生土の搬出先計画制度の強化について

令和6年6月からは、建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないよう最終搬出先まで確認することが元請業者に義務付けられています。



- ・計画書と確認結果票を公衆の見やすい場所に掲示する（デジタルサイネージによる掲示含む）。
- ・インターネットの利用による公表に努める。

- 再生資源利用計画に記載した搬入元から土砂を搬入したときは、速やかに、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。

- ・建設現場からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、土砂運搬者に対して再生資源利用促進計画に記載した内容を通知する。

資源有効利用促進法について

再生資源の利用促進に関する判断の基準（省令）を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者※に対して、立入検査・勧告・命令を行うことが可能となっています。

- 指定副産物省令〔以下「副令」と記載〕
建設副産物を工事現場から搬出する際の省令
- 再生資源省令〔以下「再令」と記載〕
再生資源を工事現場で利用する際の省令

- ※ 年間施工金額25億円以上の事業者

①-1 再生資源利用（促進）計画の作成

- 再生資源利用計画書－建設資材搬入工事用－
- 建設資材を
搬入する際に作成

①-2 搬出先の適正確認（盛土規制法の許可地等の確認）

- 【副令 第8条第11項】

さい。（裏面にHPリンクを掲載）

【副令 第8条第5項,再令 第9条第1項】

- 【副令 第8条第7項,再令 第9条第3項】

【副令 第8条第9項,再令 第9条第5項】

② 計画の提出・説明・報告

発注者

元請業者

工事完成後に行うこと

【副令第8条第9・11項】
【再令第9条第5・7項】

- 【副令 第6条第2項】

- 【副令 第6条第3項】

- ・搬入元に交付するもしくは搬出先から交付してもらう受領書の記載事項は以下のとおり。

- ※1 盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合
一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積す

※2 土質区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号平成18年8月10日による区分を標準とする。なお、これにより
難い場合は土質材料の工学的分類体系（（公社）地盤工学会）による。

(搬出元) ●●●●●建設工事

(搬出元)

●●●●●建設工事
責任者 ●●●●● 殿

(受領先)

■■■■■建設工事
責任者 ■■■■■

土砂受領書

受領先の名称及び所在地: ■■■■■建設工事
■■■■■市■■■■町■■■丁目■■■番地■■■地内

受領した管理者の符号: ■■■■■建設(株)

搬出元の名称及び所在地: ●●●●●建設工事
●●●●●市●●●町●●●丁目●●●番地●●●地内

土砂の搬出量: 盛土利用等 第1種建設発生土
●●●●●m³(地山量)
一時堆積 第1種建設発生土
●●●●●m³(地山量)

搬入が完了した日: 令和●●年●●月●●日